

〈研究〉埋立と漁業：東京湾岸における埋立とその補償に関する若干の考察

蛭田，容之

(出版者 / Publisher)

法政大学地理学会

(雑誌名 / Journal or Publication Title)

JOURNAL of THE GEOGRAPHICAL SOCIETY OF HOSEI UNIVERSITY / 法政地理

(巻 / Volume)

6

(開始ページ / Start Page)

46

(終了ページ / End Page)

50

(発行年 / Year)

1965

(URL)

<https://doi.org/10.15002/00026588>

埋立と漁業

——東京湾岸における埋立とその補償に関する若干の考察——

蛭田 容之

I 研究の概要

工業用地造成のための埋立事業は、日本の資本主義経済発展の必然的な結果である。それは東京湾岸における埋立をその歴史的な背景の中でとらえることによつて明らかとなる。また埋立事業は、前近代的な経営に依存する沿岸漁業を崩壊に導く。この埋立と漁業の対立を緩和するものが漁業補償であるが、基本的には埋立は零細漁民の犠牲において巨大資本の有利な立地条件を生み出していく過程であることに変わりはない。以上の事実を神奈川県川崎市大師河原における埋立事業を中心に、漁業補償の実態、埋立地分譲の実態、埋立による雇傭効果等を考察することによつて明らかにする。

II 東京湾岸における埋立略史

(1) 日露戦争後から第一次世界大戦まで

東京湾岸の埋立史は江戸時代までさかのぼることができる。しかし明治の中頃までは大部分が新田造成、あるいは港湾整備のための埋立であつて、工業用造成のためのものではなかつた。工業用地造成のための埋立は明治30年欧米を視察して帰朝した浅野総一郎の埋立計画にはじまるとみるのが至当であろう。これ以前の埋立が10万坪前後、大きくても15万坪程度のものではあつたのに対し、この計画は70万坪にも及ぶ水面積を抱擁するという点でも画期的なものであつた。

当時の日本の経済をふりかえつてみると、日露戦争の勝利によつて朝鮮、満洲の資源及び市場を手に入れ、まさに帝国主義的発展への基礎をきづいた時期であつた。重工業の急速な発展、特に軍需生産を基盤にした鉄鋼、造船、車輛、機械等の諸工業の発展は、広大な、しかも安価な工場敷地を求め、更に支配した植民地との交易や、不足してくる国内原料に代るべき海外原料の輸入を考慮した臨海地域への工場進出が目立つてくるのである。

こうした要求に答えるべく、明治45年浅野総一郎は渋沢栄一、安田善次郎等と共に鶴見埋立組合（これはその後鶴見埋築株式会社、東京湾埋立株式会社と名称を変え、現在は東京港湾工業株式会社と称する）を組織し、大正2年工事に着手した。現在浅野セメント川崎工

場の敷地となつている大島新田、オ7区、若尾新田、オ6区計180余方坪の埋立が次々と完成した。

(2) オ1次世界大戦後からオ二次世界大戦まで

オ1次世界大戦は欧州における需要の増大と欧州からの輸入の杜絶によつて、国内産業のアジア市場への進出の機会を与えることとなつた。その結果、オ1次大戦は日本工業を飛躍的に発展させ、特に鉄鋼、造船、機械、化学等の部門の急激な発表をもたらしたのである。

こうした中で埋立事業も次々に計画され、着工されていつた。東京港においてはオ2期隅田川改良工事(219,000坪)、枝川改修工事(535,000坪)、オ3期隅田川改良工事(1,198,000坪)、目黒川改修工事・京浜運河開設工事(517,000坪)、東京港修築工場(548,000坪)等があり、昭和12年までには総埋立坪数3,178,000坪の広範な海面への進出をみた。そしてこれら埋立地の20.3%に当る工場敷地利用坪数644,300坪のうち、48%は金属機械工場に占められている。

神奈川県においては、先に述べた鶴見埋立組合が大正9年東京港湾埋立株式会社と改称し、資本金も1躍12,500,000円に増資して、同年安善町の埋立を完成、同時に神明町100,000坪埋立に着手した。昭和2年には末広220,000坪の埋立を完成、昭和3年には遂に鶴見川口から川崎大島を結ぶ海面1,750,000坪の埋立を完成し、この広大な埋立地に浅野セメント、日本鋼管、東芝電気、日清製粉、東電火力発電所、昭和電工、三菱石油、昭和石油などが建設され、重化学工業への傾向がうかがわれる。

この時期の埋立事業の特徴は、こうした民間の埋立計画やその成果に刺激されて、官側においても重要視されてきたということである。昭和2年内務省臨時港湾調査会の審議を経て、横浜港より東京港に通ずる航路開設とその土砂による約600,000坪の埋立計画がまずあげられよう。これは神奈川県の手によつて昭和12年より10ヶ年継続事業として、水江町より多摩河口の1550,000坪の埋立が着手されたが、昭和17年に中止されるに至つた。このほか、横浜市の手になる生麦地先619,000坪の埋立計画、神奈川県の手になる潮田町地先130,000坪の埋立計画が昭和3年に立案されたこと、昭和7年神奈川県が鶴見川開港及び周辺埋立計画に基いて136,500坪の埋立を施行したこと、千葉県の手で東京湾臨海工場地帯計画に基いて千葉市地先600,000坪が埋立てられたことなどがあげられる。

生麦地先の埋立を例に当時の事情の一端をさぐつてみよう。子安浦の古老の話によると、約20名ばかりの漁業会組合員は横浜市の埋立に反対したため、市から個別交渉を受け、

「横浜市は外国に借金をしている。借金を返済するために工場を建設するのだから、市民の協力によつてぜひこれを実現させてほしい。」と頭を下げられ、自分の名も読めないような当時の漁民達は情にほだされて許可してしまつたのだという。このようにして子安漁業会は350,000円の補償金及び網干場の建設と交換に漁業権を放棄させられてしまつたのである。

(3) オ二次世界大戦以後

戦後の埋立は、それ以前の埋立とは全く異質なものである。その相違点をあげると、オ1に埋立は地方自治体の財政確立の手段として自治体の手において計画、実施されていることである。昭和25年シャープ税制使節団の勧告に基いて、日本政府は国税と地方税の分離、独立を実行した。そして課税団体の課税に関する責任を重くし、その自主決定権を強化した。これは一見地方財政の国庫依存財源を減らし、その確立の方途を講じたようにみられるが、かえつて結果は地方財政の窺乏をもたらしたのが実状であつた。神奈川県においては昭和23年に約10%しか占めていなかった事業税が、昭和28年に一躍70%を占めるという状況になつて、工場誘致が地方財政確立のための大きな手段となつたのである。しかもこうした状況は埋立地売却に際し、大企業優先を特徴づけることとなつた。

戦後埋立オ2の特色は石油化学工業の急速な発展による影響である。日本の石油化学工業は先進諸外国よりもいちじるしくおくれて出発したため、専ら外国の技術に頼らなければならぬし、化学的処理のための膨大な装置の必要から、巨大な資本、特に石油カルテルを通じての外国資本との結合が必然的に生じてくるのである。また原料の石油は大部分輸入にまたなければならぬというような理由も加わつて、消費地に精油工場を建設する方が有利だとみた国際石油資本の方針を反映して、石油精製工場や石油化学工場の大部分は臨海工業地域に立地することとなつた。

こうした戦後経済の特徴を背景として、川崎市千鳥町の588,000坪のうち、売買契約の成立した約300,000坪の40%は日本石油化学株式会社と昭和油化株式会社2社で占められている。川崎市大師河原の埋立地分譲申込を業種別にみると申込件数26件のうち石油精製業が最も多く6件、申込坪数においては62.9%に達する。

Ⅲ 川崎市大師河原における埋立

(1) 埋立の概要と漁民への影響

川崎市大師地区の埋立はかつて昭和12年から10年継続事業として県営企業を以て計画

したもので、昭和18年才二次世界大戦のために、その半ば以上を完成して中止したものである。それが戦後、前述したように新しい意味に於て埋立が脚光を浴びてくると、この地域も多摩川のデルタ地帯という技術的有利性ばかりでなく、京浜工業地帯の中核部に位するという位置の有利性も加わつて、未着手地区に対する検討がはじまつたのである。川崎臨海工業地帯造成事業とよばれているのがそれである。総埋立面積1,200,000坪に及ぶ広大な計画であつたが、すでに工場建設希望者は予定面積をはるかに越える状態であつたこと、スーパertankerに対応する航路水深の増加を必要とし、才二次計画では1,330,000坪に拡大した。

このような埋立の進行は、大師地区漁業、特にその中心をなす海苔養殖漁業に決定的な影響を及ぼすことになつた。まず漁業権別にみると、区画才12号漁場の大部分は埋立区域に当り、区画才13号漁場は大部分が海面として残るが、その区域航路に当り、また埋立のための浚渫区域に当つているので水深が深くなり、養殖漁場としての効用は全く失われる。区画才11号漁場は埋立区域には該当しないが、工事過程中的の被害を受ける。こうして大師地区漁業の90%を占める海苔養殖漁業は壊滅的な打撃を受けることになつた。

このような漁業の崩壊に対処して、漁民は海苔沖取の開拓や他の組合地先の漁場開拓、あるいはまた他の組合地先への入漁棚数の増加や新規申込みという形で、海苔養殖業を可能な限り継続しようとしている。衰乏していく漁業にしがみつき、他種産業への転換希望がでないのは、大師地区の漁民の年齢構成をみると明らかになる。30才代以下の家族はその約半数が他産業に進出しており、20才代の大半が漁業に背を向け、漁業従事者の約半数が女子によつて占められている。

(2) 漁業補償と漁民の生活の変化

昭和31年7月、川崎漁業協組代表者50名が神奈川県庁で水産課長と会見し、補償額と漁業権免許について陳情、更に直接埋立工事を指導する神奈川県企業庁で補償額18億円(1戸当り約7,000,000円)を要求した。このように漁場をめぐる対立は川崎では、将来の漁業への暗い見通しのため最初から条件討争の形で始められた。漁民の要求が県に入れられず、交渉が決裂に終ると議員の動きが活発になりはじめ、川崎市関係の県市議団があつ旋をはじめた。県で示した年収益額の5年分計2億3千円と組合の18億円との間にはあまりにも距離があつたが、結局議員団の斡旋によつて収益額の8年分、その他物件補償等を含めて計4億8600万円で解決をみた。補償金の算定は一見科学的方法によつて行われたようにみえながら、実はあいまいな点が数多く発見される。漁業権補償が8ヶ年分の収益か

ら算定されるということになんら根拠がないばかりか算定の基礎になつた収益率という概念も自家労賃を加える場合と加えない場合では大分異なるのである。昭和27年の海苔養殖の収益率は、自家労賃を加えた場合44.9%となるのに対し、自家労賃を加えないと74.5%となる。川崎では県に有利な前者をとつて算定したものである。結局議員団が5億円という政治的な妥協の線から逆算して割り出した数字にすぎないといふことができる。もつと根本的な点を検討すると、元来補償金というものは県財政の支払能力から算定すべきものなのかそれとも漁業従事者の生活維持という点から算定すべきものなのか、あるいはまた漁業権補償は漁協の財産としての漁業権に対して行われるのか、それとも現実に漁業に従事しているところの個々の漁家に対して行われるのか、こうした根本的な補償に対する疑念が解決されないままにして、科学的な算定が行われるはずがないのである。川崎臨海工業地帯造成に伴う埋立補償も結局は、政治的な妥協の所産であるといわざるをえない。

埋立工事開始によつて、川崎漁協組の組合員数は昭和32年385から367に減少した。世帯では9戸の脱退がみられる。しかし昭和32年以降は目立つた変化はなく、海苔養殖棚数でも生産高でも予想した程減少せずかえつて景気変動による海苔売上高の増大さえ認められる。漁民の受けとつた補償金はアパート建築などに回したものが多く、海苔の価格変動に対する安全弁にしようと意図しているのである。

(3) 埋立による雇傭効果

埋立後の新工場建設によつてうる地元の雇傭効果について考察する。前述したように、川崎大師河原の埋立地分譲申込件数の中で石油工場は42.3%を占めてオ1位、続いて化学工業が20%、面積では石油工業が62.9%、化学工業が19.1%である。ところがこの圧倒的部分を占める石油と化学工業は、付加価値額の中で最も給与額の比率の低いもの、つまり利潤部分の最も高い産業なのである。このような産業は同時に技術革新が進んでおり、労働者の雇傭数が少なくなるので、雇傭効果はあまり現われない。もし県や市が資本の大きさや地方財政収入の増加のみに目を奪われることなく、衰退していく地元漁業の将来を考えると、雇傭効果の増大する工場を誘致すべきであろう。

(筆者は大学院2年生)